

青森県県外土砂の搬入に係る事前協議等に関する事務処理要領

(目的)

第一 この要領は、県外に所在する事業場において生じた土砂（以下「県外土砂」という。）の県内での処分のための搬入に係る事業者からの申し出による事前協議制度を設けることにより、県外土砂の埋立て等の処分による土壌の汚染等を防止し、もって生活環境の保全に寄与することを目的とする。

(事前協議)

第二 事業者は、その県外土砂を県内で処分するために搬入しようとするときは、あらかじめ、その発生場所ごとに、県外土砂搬入（変更）事前協議書（第一号様式）により知事に協議を申し出ることとする。

(協議内容の審査結果の通知等)

第三 知事は、第二の規定による協議があったときは、生活環境の保全上の見地から審査し、その結果を協議のあった日の翌日から起算して六十日以内に事業者へ通知するものとする。

2 知事は、生活環境の保全上支障があると認めるときは、事業者に対し、搬入しようとする県外土砂の種類又は量の変更その他生活環境の保全のために必要な措置を講ずるよう通知することができる。

(協議内容の変更)

第四 第三第一項の規定による通知を受けた事業者は、当該通知に係る協議の内容の変更をしようとするときは、あらかじめ、県外土砂搬入（変更）事前協議書（第一号様式）により知事に協議することとする。ただし、当該協議に係る県外土砂の量の減少又は搬入期間の短縮その他知事が認める変更をしようとするときは、この限りでない。

2 第三の規定は、前項の規定による変更の協議について準用する。

(報告)

第五 第三第一項の規定による通知を受けた事業者は、その県外土砂を搬入しようとするときは、その搬入しようとする日ごとに、その搬入しようとする日の五日前までに、県外土砂搬入予定報告書（第二号様式）により知事に報告するものとする。

2 第三第一項の規定による通知を受けた事業者は、その県外土砂の搬入が完了したときは、その完了した日の翌日から起算して十五日以内に、県外土砂搬入実績報告書（第三号様式）により知事に報告するものとする。

(立入検査等)

第六 知事は、この要領の施行に必要な限度において、事業者の了解の下、県外土砂を搬入する事業者に対し、当該県外土砂の種類その他必要な事項に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該事業者の事務所若しくは事業場に立ち入り、当該県外土砂の排出状況等に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 搬入後に埋立等の処分を行った周辺地域において生活環境への影響が確認された場合には、搬入の停止や搬入済土砂の撤去を求めることがある。

附 則

この要領は、平成十六年八月二十七日から施行する。

附 則

この要領は、令和三年九月一日から施行する。

附 則

この要領は、令和四年三月三十一日から施行する。

住所 法人にあっては、主たる
事務所の所在地

事業者

氏名 法人にあっては、名称及
び代表者の氏名

県外土砂搬入（変更）事前協議書

1 当該土砂工事発注者名等

工事 発注者 等	名 称	
	所在地	(電話番号)

2 当該土砂の発生場所等

発生 場所	名 称	
	所在地	(電話番号)
一時 所保 管場	名 称	
	所在地	(電話番号)

3 当該土砂の土質区分、発生原因等

搬入 する 土砂	土質区分	
	発生原因	
	量	発生場所から排出される土砂の総量： 上記のうち県内に搬入しようとする土砂の量：
	搬入期間	年 月 日から 年 月 日まで
	搬入の方法	
	搬入の経路	

	搬入時間	
	処分の方法及び場所	
	上記事項に係る確認項目及び確認方法	

4 搬入する理由等

搬入の理由	
青森県以外での処分の方法及び場所	
県内に搬入する前の処分の方法及び場所	

5 関係事業者（当該土砂の運搬又は埋立等の処分を行う者）

区分	関係事業者	
① 運搬 ② 処分	氏名（名称）	
	住所（所在地）	（電話番号）
① 運搬 ② 処分	氏名（名称）	
	住所（所在地）	（電話番号）
① 運搬 ② 処分	氏名（名称）	
	住所（所在地）	（電話番号）
① 運搬 ② 処分	氏名（名称）	
	住所（所在地）	（電話番号）

なお、この計画に係る土砂は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物でないことを証明します。

留意事項

- (1) 事前協議制度における事業者は以下のとおりとする。
- 建設残土(※1)：工事請負契約等による元請業者又は資材として利用する事業者
- 再生土(※2)：県外の産業廃棄物(汚泥)中間処理業者又は埋立て等処分実施者
- 汚染土壌：汚染土壌処理業者又は工事請負契約等による元請業者

※1、2：製品の原料として使用する建設残土及び再生土は、本協議の対象としない。

※2：「建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針について」(平成17年7月25日付け環産産発第050725002号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)において、建設汚泥処理物として例示されている以下のもの

- ① 建設汚泥にセメント等の固化剤を混練し、流動性を有する状態で安定化させたもの
- ② 建設汚泥に石灰等の固化剤や添加剤を加え脱水させたもの
- ③ 建設汚泥を脱水・乾燥させたもの

- (2) 協議者が発生場所ごとに記載すること。
- (3) 2の「一時保管場所」については、すべて記載すること。
- (4) 3の「土質区分」については、「発生土利用基準」(平成18年8月10日)表—1土質区分基準に記載の区分及び土質材料の工学的分類を記載すること。
なお、軟弱地盤改良のためにセメント等の固化剤や、セメントミルクを注入する掘削工事から排出され、産業廃棄物処理業者による中間処理が行われていない土砂は、産業廃棄物の汚泥に該当するおそれがあるため、土砂としての搬入を認めていないので留意すること。
- (5) この協議に係る土砂の搬入は、事前協議の終了後行うこと。
- (6) この協議に係る土砂を搬入しようとするときは、その搬入しようとする日ごとに、その搬入しようとする日の5日前までに、県外土砂搬入予定報告書(第二号様式)によりその搬入予定量等を報告すること。
なお、搬入予定量5,000m³につき、土砂分析(濃度)結果証明書等を提出すること(添付資料No.2-2)。
- (7) 発生場所で搬入土砂の状況等を確認する際には立会うこと。
- (8) 土砂の埋立て等により、生活環境への影響が懸念される場合には、環境調査及び調査結果の報告を求める場合があること。
- (9) この協議に係る土砂の搬入が完了したときは、その完了した日の翌日から起算して15日以内に、県外土砂搬入実績報告書(第三号様式)によりその搬入実績を報告すること。

県外土砂協議に係る添付資料一覧

No.	協議書及び添付書類	建設残土	再生土	汚染土壌
1 事前協議に必要な書類				
1-1	県外土砂搬入事前協書（第一号様式）	○	○	○
1-2	工事請負契約書等（写）	△ （※1）		△ （※1）
1-3	処理委託契約書等（写）			
1-4	売買契約書等（写）		○	
1-5	有価物該当性を証する書面（売却実績が確認できる書面、リサイクル製品適合認証書等）		○	
1-6	発生場所、掘削方法や図面など施工の状況が把握できる資料	○		○
1-7	発生場所において汚泥が発生する場合の処理方法	△	△	△
1-8	県外の産業廃棄物（汚泥）中間処理業者の会社概要、産業廃棄物処分業許可証、処理工程及び埋立等の処分実績等が把握できる資料		○	
1-9	土砂分析（濃度）結果証明書	○	○	○
1-10	土量計算書	○	○	○
1-11	搬入する土砂の発生場所から搬入先までの運搬及び埋立等の処分に係るフロー図	○	○	○
1-12	運搬及び埋立て等の処分に係る契約書（写）	○	○	○
1-13	販売費および運搬費を明記した契約系統図		○	
1-14	埋立場所の土地所有者の受託書又は同意書の写し及び土地登記簿謄本等	○	○	
1-15	埋立場所の環境影響防止措置の内容を記載した書面	△	○	
1-16	施工計画書	○	○	
1-17	埋立て等の処分に係る事業計画書（県外再生土を使用する理由、埋立等の妥当性、収益の見込み等）		○	
1-18	関係法令の許認可に関する書類	○	○	○
2 協議成立後に提出が必要な書類				
2-1	県外土砂搬入予定報告書（第二号様式）	○	○	○
2-2	搬入予定量 5,000 m ³ 毎の土砂分析結果証明書	○	○	○
2-3	搬入状況報告書（必要に応じて）	△	○	
3 協議内容に変更があった場合に提出が必要な書類				
3-1	県外土砂搬入変更事前協議書（第一号様式）	○	○	○
3-2	上記 1-2～15 のうち内容が変更となったもの	○	○	○
4 土砂の搬入が終了した後に提出が必要な書類				
4-1	県外土砂搬入実績報告書（第三号様式）	○	○	○

○：提出が必要な書類

△：該当する場合に提出が必要な書類

※1：いずれかにより排出事業者（元請業者）が確認できる書類を添付すること

県外土砂搬入予定報告書

(年 月分)

発生場所	名称	
	所在地	
全体の搬入計画期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
当該月の搬入計画量	(m ³)	

	搬入量 (m ³)	累計搬入量 (m ³)	備考
1 日			
2 日			
3 日			
4 日			
5 日			
6 日			
7 日			
8 日			
9 日			
10 日			
11 日			
12 日			
13 日			
14 日			
15 日			
16 日			
17 日			
18 日			
19 日			
20 日			
21 日			
22 日			
23 日			
24 日			
25 日			
26 日			
27 日			
28 日			
29 日			
30 日			
31 日			

※1 この報告書は、搬入する予定日ごとに、その搬入する予定日の5日前までに提出すること。

2 この協議に係る土砂の搬入が完了したときは、その完了した日の翌日から起算して15日以内に、第3号様式によりその搬入実績を報告すること。

住所 法人にあっては、主たる
事務所所在地

事業者

氏名 法人にあっては、名称及
び代表者の氏名

県外土砂搬入実績報告書

発生場所	名 称	
	所 在 地	
搬 入 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日	
搬入する土砂の量(計画)	(m ³)	
搬入した土砂の量(実績)	(m ³)	

	搬 入 量 (m ³)	累 計 搬 入 量 (m ³)	備 考
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			

※ この報告書は、この協議に係る土砂の搬入が完了した日の翌日から起算して15日以内に提出すること。